

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱

平成23年11月21日付け23農振第1918号

最終改正 平成25年 5月16日付け25農振第242号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

東日本大震災により農地や農業用施設及び機械等の事業用資産を喪失するなどの甚大な被害を受けた被災農家等は、被災した農地の復旧や営農再開までに時間を要する等の理由により、やむを得ず、地元以外に避難を余儀なくされているが、生活再建に向けて、避難先等において耕作放棄地を活用し、再生農地での営農を再開したい意向を持っている。

避難先の自治体等においては、その土地で営農を希望する被災農家等を受け入れ、耕作放棄地を活用し農業経営の再開を支援しようとする動きが各地で見受けられるようになっており、営農を希望する被災農家等を対象として、耕作放棄地の再生作業及び再生作業に係る雇用並びに再生農地での営農への支援を被災農家等の意向を踏まえて実施することが必要となる。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の復興の方向性を進化させて具体化するために策定した、「農業・農村の復興マスタープラン」において、農地の復旧までの間の被災農家等の所得確保や他の地域へ移転を希望する被災農家等に対する支援を図るため、被災農家等が避難先等で耕作放棄地を活用する際に、耕作放棄地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を掲げたところである。

これらを踏まえ、被災農家等の営農活動の継続及び再開に資するよう、農地利用調整、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯して行う施設等の整備、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業」(以下「本事業」という。)を実施する。

第2 事業の内容

1 実施主体

本事業は、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱」(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)及び地域耕作放棄地対策協議会(以下「地域協議会」という。)を実施主体とする。

2 事業内容

本事業の実施は、別紙に定めるところに従い、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金(以下「被災者耕作放棄地活用交付金」という。)を交付し、次に掲げる支援を行うことにより、耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯して行う施設等の整備を推進するものとする。

- (1) 再生利用活動に対する支援
- (2) 施設等補完整備に対する支援

(3) 被災者耕作放棄地活用活動推進事業に対する支援

第3 実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成25年度までの3年間とする。

第4 事業推進の基本的考え方

1 国、地方公共団体、関係団体等の連携

被災農家等の営農活動の継続や再開に向け、耕作放棄地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が重要である一方、耕作放棄地の再生・利用は、耕作放棄地が存在することによる地域における悪影響の解消はもとより、食料自給力の向上や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本事業の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

2 耕作放棄地対策協議会の役割

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業の実施主体として、被災者耕作放棄地活用交付金の適正な執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成その他の本事業の円滑な推進に取り組むものとする。

3 推進上の留意点

- (1) 本事業の推進に当たっては、集団的なまとまりのある農地の中に存在する耕作放棄地や周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす耕作放棄地の再生・利用に特に努めるものとする。
- (2) また、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備された農地情報データベースや、農山漁村被災者受入円滑化支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1872号農林水産事務次官依命通知）に基づく農山漁村被災者受入円滑化事業により整備された農山漁村被災者受入れ情報システムの活用を図ること等により、本事業を効率的かつ効果的に推進するものとする。

第5 実施の手続

1 都道府県協議会関係

- (1) 都道府県協議会の代表者（以下「都道府県協議会長」という。）は、本事業を実施しようとする場合には、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、業務方法書を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- (2) 都道府県協議会長は、当該年度に行う第2の2の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。
- (3) 都道府県協議会長は、2により地域協議会長から提出された被災者耕作放棄地活用事業の実施計画の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

2 地域協議会関係

地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、本事業を実施しようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 集落単位等個々の地区単位で定める被災者耕作放棄地活用事業の実施計画
- (2) 当該年度に地域協議会が行う第2の2の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の実施計画

第6 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、本事業を実施するために必要な経費について助成するものとする。

第7 各種施策との連携

本事業は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の関連諸制度及び次に掲げる施策との連携に留意の上実施するものとする。

- 1 東日本大震災の復興支援に関する施策
- 2 農業生産基盤の整備に関する施策
- 3 経営所得安定対策制度に関する施策
- 4 担い手の育成・確保に関する施策
- 5 新規就農者の育成・確保に関する施策
- 6 農地の確保・有効利用の促進に関する施策
- 7 鳥獣による被害の防止対策の推進に関する施策
- 8 耕作放棄地の発生の防止に関する施策
- 9 雇用機会の創出に関する施策

第8 報告

本事業の各年度の実績については、別紙第5に定めるところに従い、都道府県協議会長は地方農政局長等に、地域協議会長は都道府県協議会長に報告するものとする。

第9 委任

本事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるものとする。

(別紙)

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の実施方法

第1 事業の内容

1 再生利用活動に対する支援

耕作放棄地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

(1) 再生作業

貸借や農業生産法人による雇用、農業体験施設での農作業等により東日本大震災の被災農家等が当該農地を長期間にわたって耕作する環境を確保して、又はその見直しをもって行う農地の再生作業(雑草・雑木等の除去、深耕、整地等)

(2) 土壌改良

肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等

(3) 営農定着

営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等

(4) 経営展開

経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践

2 施設等補完整備に対する支援

1の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類		内 容
基盤整備	農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	農道	農道等の新設又は改良
	暗きょ排水	暗きょの新設又は変更
	客土	客土(混層耕を含む。)及び畑地の層厚調整工
	区画整理	区画形質の変更
	農用地保全	法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウスの再生活用、廃棄物処理等
	基盤整備用機械	基盤整備用機械及び附帯施設の借上げ等
小規模基盤整備		上記の基盤整備のうち簡易なもの
乾燥調製貯蔵施設		穀類乾燥調製貯蔵施設、乾燥調製施設及び飼料調製貯蔵施設に必要な乾燥機、糶すり機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設の整備
集出荷貯蔵施設		農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ

	玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備
農業体験施設	市民農園や教育ファームに係る区画、園路、農機具収納施設、休憩施設等の整備
農業用機械・施設	農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用施設（ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等）の整備

3 被災者耕作放棄地活用活動推進事業に対する支援

都道府県協議会及び地域協議会が行う 1 又は 2 の取組に必要な事務や農地利用調整等の諸活動を農村振興局長が別に定めるところにより支援するものとする。

第 2 対象農地

1 第 1 の 1 の (1) から (3) までの支援の対象となる農地は、市街化区域（都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）第 7 条に規定する市街化区域をいう。）内の農地を除く農地とする。なお、当該農地を第 1 の 2 の農業体験施設として活用する場合は、市街化区域内の農地も支援対象とする。

(1) 第 1 の 1 の (1) の支援の対象となる農地は、保全管理が行われていなかった、又は保全管理の水準が低かったこと等により、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号農村振興局長通知。以下「状況調査要領」という。）7 の 区分に該当する状態となっているもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

(2) 第 1 の 1 の (2) 及び (3) の支援の対象となる農地は、(1) のほか、(1) と同様の状態にあったが自助努力等によって再生作業がなされたことの確認が可能な農地とする。

2 第 1 の 2 の施設等の支援の対象とすることができる農地は、1 の (1) 及び (2) とその周辺の農地とする。

第 3 事業の仕組み

1 国は、毎年度、予算の範囲内において、第 1 の取組に係る経費に充てるために必要な経費について、都道府県協議会に対して被災者耕作放棄地活用交付金を交付する。

2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、被災者耕作放棄地活用事業の実施計画及び被災者耕作放棄地活用活動推進事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して被災者耕作放棄地活用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会の申請に応じ遅滞なく被災者耕作放棄地活用交付金を交付するものとする。

- 3 被災農家又は農業者等の組織する団体等が第1の1及び2の取組(第1の1の(4)のうち「実証ほ場の設置・運営」及び第1の2の施設等補完整備のうち「農業用機械及び付属機械器具の購入」を除く。)の主体となる場合は、地域協議会は、2の業務方法書の定めるところにより、当該被災農家又は農業者等の組織する団体等に対して被災者耕作放棄地活用交付金を交付するものとする。
- 4 都道府県協議会及び地域協議会が第1の取組の主体となる場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、被災者耕作放棄地活用交付金を用いて第1の取組を実施するほか、都道府県協議会及び地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、被災者耕作放棄地活用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。
- 5 地域協議会は、第1の1の(1)の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第1の1の(1)の取組に係る経費に充てるものとする。
- 6 都道府県協議会は、本事業の効率的な実施を図る見地から適当と認められるときは、地域協議会に代わり、第1の1及び2の取組の主体となることができる。この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の被災者耕作放棄地活用交付金の交付に係る手続は省略するものとする。

第4 助成措置

国の被災者耕作放棄地活用交付金の交付額は次のとおりとする。

1 第1の1関係

- (1) 第1の1の(1)から(3)までの取組に対する支援の交付額は、第2の1の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分		10アール当たり 交付単価	交付期間
再生 作業	雑草・雑木等の 除去	50,000円 (抜根等が必要な場合 に限り100,000円)	1年間
	除レキ、深耕、 整地等	50,000円	1年間
土壌改良		50,000円	最大2回まで
営農定着		25,000円	1年間

(2) 第1の1の(4)の取組に対する支援の交付額は定額とする。

2 第1の2関係

(1) 施設等補完整備（小規模基盤整備を除く。）に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に2分の1（沖縄県は3分の2）を乗じて得た金額以内とする。

(2) 施設等補完整備のうち小規模基盤整備に対する支援の交付額は、第2の1の(1)(2)及びその周辺の状況調査要領7の の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地の面積に下表の交付単価を乗じて得た金額とする。

事業種類	10アール当たり 交付単価
小規模基盤整備	50,000円

3 第1の3関係

第1の3の取組に対する支援の交付額は定額とする。

第5 実績の確認と報告

1 被災農家又は農業者等の組織する団体等が第1の1及び2の取組の主体となる場合は、当該被災農家又は農業者等の組織する団体等は、各年度の取組の実績について地域協議会長に報告するものとする。

2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。

(1) 1の報告

(2) 1について地域協議会が行った確認の結果

(3) 地域協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績

(4) 第1の3の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の実績

3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 2の報告

(2) 都道府県協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績

(3) 第1の3の被災者耕作放棄地活用活動推進事業の実績

附 則

1 この通知は、平成25年1月7日から施行する。

- 2 この通知による改正後の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業（平成23年11月21日付け23農振第1918号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成25年1月7日以前に申請した被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。